

令和7年度
一般廃棄物処理実施計画書

令和7年(2025年)4月

二セコ町

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和5年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 一般廃棄物処理の基本的事項

(1) 処理区域 ニセコ町全域

(2) 計画期間 令和7年(2025年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日

(3) 発生量(収集量)の見込み (単位:t)

一般廃棄物区分	発生見込み量 7年度	備考(前年度までの実績 6年度は見込み)			
		3年度	4年度	5年度	6年度
一般ごみ	1,560	1,157	1,362	1,510	1,484
うち可燃ごみ	937	699	831	922	882
うち不燃ごみ	144	120	117	130	133
うち生ごみ	479	338	414	458	469
粗大ごみ	58	21	50	54	61
資源ごみ	491	370	384	421	435
計	2,109	1,548	1,796	1,985	1,980

(4) 処理量の見込み (単位:t)

処理区分	発生見込み量 7年度	備考(前年度までの実績 6年度は見込み)			
		3年度	4年度	5年度	6年度
焼却・RDF処理	937	699	831	922	882
破碎処理等	0	0	0	0	0
堆肥化処理	479	338	414	458	469
再資源化処理	491	366	417	456	435
埋立処理	0	0	0	0	0
うち焼却残渣	0	0	0	0	0
うち不燃物	0	0	0	0	0
民間施設埋立処理	202	140	166	184	194

※破碎処理等及び埋立処理は、H30.4から俱知安町ニセコ環境株へ委託

(5) 広域ごみ処理見込み (単位:t)

区分	発生見込み量 7年度	備考(前年度までの実績 6年度は見込み)			
		3年度	4年度	5年度	6年度
可燃ごみ	937	699	831	922	882
処理区分	焼却・RDF	937	699	831	922
	焼却残渣	0	0	0	0
不燃・粗大ごみ	0	0	0	0	0
処理区分	破碎処理	0	0	0	0
	不燃残渣	0	0	0	0

※可燃ごみは、H27.2まで俱知安町清掃センターへ搬入し焼却、H27.3からニセコ環境株へ搬入し固形燃料化

※不燃ごみ・粗大ごみは、H30.3まで蘭越町粗大ごみ破碎処理施設へ搬入、H30.4からニセコ環境株へ搬入

2 一般廃棄物の排出抑制の方策に関する事項

ごみ処理における資源化・減量化及び地球環境等をめぐる社会情勢等を踏まえ、町民・事業者・町がそれぞれの役割と責任を認識して積極的に行動し、快適で安全な生活環境の保全に努めるものとする。

(1) 廃棄物の排出抑制及び減量化

町民及び事業者に対し廃棄物の問題の現状などを周知・啓発することによって、廃棄物に対する関心を高め、排出抑制及び減量化を推進する。

①町広報誌による啓発

- ・「クリーンステーション」のコーナーで環境や廃棄物等の話題について掲載する。

②チラシによる啓発

- ・排出の適正化や減量化などについて町内配布文書により対応する。

③訪問による啓発

- ・ごみの排出について問題が発生した場合は、隨時、収集企業と相談し、訪問して調査・指導など対応を図る。また、分別ルール周知のためにチラシの個別配布や状況に応じて説明会を開催する。

(2) 分別排出の励行

廃棄物の排出抑制及び減量化を推進し、再資源化（リサイクル）を図るため、分別排出の励行を強化するよう啓発を行うものとする。

①町広報誌及びラジオニセコによる啓発

- ・分別収集体制の変更や法改正などが生じた場合や、資源ごみのリサイクルの仕組み等を隨時周知する。

②チラシによる啓発

- ・ごみの排出状況に応じて、再資源化や分別排出の徹底について町内配布文書により対応する。

③ごみ分別アプリサービスの構築

- ・スマートフォンで利用できるごみ分別アプリを広く周知し、分別排出の徹底を図る。

④ごみ収集日カレンダーの配布

- ・ごみ収集日カレンダーをWeb等で周知し、収集業務及びごみステーション管理の適正化を図る。

⑤出前講座による啓発

- ・町内会等の要請で出前講座を開催し、廃棄物問題の現状について説明を行い、廃棄物の分別排出について意識の高揚を図る。

⑥適正な分別・排出を促す資料の配布

- ・転入者への啓発として、転入時に窓口で資料等を配布し、ニセコ町の分別排出ルールについて基本的な事項を説明する。
- ・別荘所有者など、ニセコ町に住所を有していない者については、分別チラシを個別配布するなどして周知を図ると共に近隣の定住者と連絡・連携を進める。
- ・転入手続きをしていない短期滞在の外国人に対して、外国語で書かれた資料の戸別配布や、民泊や別荘等の管理者を通じて周知を行う。
- ・ごみ収集時に発火事故の発生が多いリチウムイオンバッテリーを使用の電化製品や使い捨てライター、カセットガスボンベなどの発火の可能性のあるごみの排出方法につ

いてのルールを周知徹底する。

⑦ごみステーションの適正管理

- 町内会等の衛生組合連合会と連携して、ごみステーションのダメごみの対策やごみステーションの維持管理を強化する。ダメごみの排出が多いステーションに関しては注意を促すマグネットシールをステーションに貼り付け、利用方法の改善に取り組む。
- ごみの大量排出時や、不在などで指定日にごみを出せない場合など様々な理由により、近所にあるごみステーションにごみを排出できないケースに対応するために、有限会社塚越産業敷地内に一般廃棄物を持ち込みできる場所を設置する。
- ごみステーションが設置している場所が分かるように、設置場所を地図上に表示しニセコ町公式ホームページ等で公開をする。また、ステーションの名称の表示や収集曜日が分かるようにステーションに付けてある看板等を随時更新をしていく。
- 自治会や利用者でごみステーションを維持管理するために必要なごみ袋について、町で用意し登録制で無料配布し、ごみステーションの維持管理の負担を軽減する。

(3) 環境教育の推進

廃棄物問題に関する意識の高揚を図るため、啓発のほかに町民検討会や施設見学会を活用した環境教育を推進し、廃棄物の排出抑制や減量化に努めるものとする。

①町民検討会

- 廃棄物対策検討委員会

ごみの排出抑制と減量化など町の施策に対して、隨時検討委員会を開催し意見交換及び施策展開の資とする。年2回程度予定。

- 衛生組合連合会

廃棄物の排出抑制や分別推進、ダストボックスの維持管理など町の施策と連携した取り組みの推進を図る。

②施設見学会

住民の理解と意識の高揚を図るため、町内及び町外のごみ処理施設等の見学会を実施する。

③地域活動の推進

5月と10月を「町内ぐるみの美化清掃月間」と定め、各自治会・学校及び事業所等の自主的な清掃活動を推進するとともに、児童生徒・町民の環境問題に対する理解を深める。また、月間に内に各種団体の協力を得て、クリーン作戦を実施する。

3 分別して収集することとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

一般廃棄物は分別して排出し、収集運搬することを原則とする。また、有限会社塚越産業敷地内に一般廃棄物を持ち込みすることも可能である。

(1) 分別して収集する一般廃棄物

※有限会社塚越産業への自己搬入の場合を除く

区分	収集頻度	具 体 例	出 方
燃やごみ (固形燃料材)	週1回	紙くず、木くず、落葉、紙おむつ、古布、汚物などが付着した空き缶・空きびんを除く資源ごみ、家庭用食品油、たばこの吸殻、焼却灰など	指定袋(有料)
燃やさないごみ	月2回	ゴム・皮類、ガラスくず、陶磁器くず、小型金属類、小型家電品、白色トレイ・その他プラスチック容器包装を除くプラスチック類	

生ごみ	週2回	台所、厨房の生ごみ	
有害ごみ	月1回 (月の最後 後の資源 回収日)	蛍光管、水銀体温計	市販の透明袋
その他ごみ		乾電池、ボタン電池、ライター	
粗大ごみ	事業者へ 直接申込	机・いす・たんす・書籍などの木製家具、棚包 材・板きれ・倒木類など木製のもの、電子レン ジ・石油ストーブなどの家電製品、自転車・三 輪車などの金属製品、布団・マットレス・ソフ アード・たたみ・じゅうたんなどの木製以外のも の、スキー、90リットル以内の石油タンクなど	※長いものは切 断して排出 ※バラになるも のは結束する 収集運搬許可業 者(有料)

区分	種類	収集頻度	具体例	出し方	
資源ごみ	容器包装	週1回	空き缶(スチール・アルミ)	市販の透明袋	
			空きびん		
			ペットボトル		
			白色のトレイ・魚箱		
			その他プラスチック製容器包装		
			その他紙製容器包装		
			紙パック		
			段ボール		
	古紙		新聞・チラシ	洗って開いて乾燥させ、ひもで十文字に結ぶ	
			雑誌		
			ミックスペー パー	折りたたんでひもで十文字に結ぶ	
	小型家電	年2回	携帯電話・電話機・ラジオ・デジタル カメラ・時計・ビデオデッキ・DVD プレーヤー・扇風機・ゲーム機・のノートパソコン・電気カミソリ・炊飯器・ 電子レンジ・掃除機・パソコン本体(ディスプレイ以外)など	指定場所に持参	

(2) 収集しない一般廃棄物

区分	具体例	引き取り先
危険物	ガスボンベ、消火器、ガソリン、灯油、ベンジンなど	購入した販売店
有害物	農薬、薬品、薬剤の容器	
処理困難物	タイヤ、バッテリー、廃油、ドラム缶、大	

	型ホームタンク、農機具	
家電リサイクル対象品	テレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、パソコン（本体、モニター、キーボード）	購入した販売店又は地域の電器店

4 一般廃棄物の適正な処理及び実施に関する基本的事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条の2及びニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬及び処分することとし、実施にあたっては、法施行令第3条に定める「一般廃棄物処理基準」ほか関係法令等の定めるところにより行うものとする。

(1) 一般廃棄物の適正な収集運搬

一般廃棄物の収集運搬を効率的、効果的に行うため、排出量と収集運搬量とを勘案して、収集区域及び収集日程を設定するものとする。ただし、土曜日、日曜日、12月31日～1月3日までは、一部事業系（生ごみ）を除き収集運搬は行わない。

資源ごみを収集事業者等がストックヤードへ直接搬入することができる曜日及び時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後4時30分までとする。なお、祝日及び12月31日から1月3日までは受入れない。

ごみの大量排出時や、不在などで指定日にごみを出せない場合など様々な理由により、近所にあるごみステーションにごみを排出できないケースに対応するために、有限会社塚越産業敷地内に、燃やすごみ、燃やさないごみ、生ごみ、資源ごみ、有害ごみの一般廃棄物を持ち込みできる場所を設置する。

① 区域別ごみ収集日 別紙のとおり

② 施設について

○ 一般廃棄物最終処分場（埋立施設）

開場日	◆月曜日から金曜日 (日曜日、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）を除く)
埋立物	◆焼却灰 ◆破碎不燃物
利用上の注意	◆一般の方の利用は、原則できません。（計量のみを除く） ◆車両で持ち込む際は、道路に飛散しないようにすること。 ◆係員の指示に従うこと。

○ 一般廃棄物持ち込み場所 ※一般利用分

受入日と時間	毎週月～土曜日 毎週月～金曜日 午前8時～正午、午後1時～午後4時 土曜日 午前9時～正午 年末年始（12月31日～1月3日）は休み
場 所	ニセコ町字富士見150-2 有限会社塚越産業内

搬入できるごみ等	ニセコ町のごみ排出ルールに分別等された一般廃棄物 ①燃やせるごみ ②燃やせないごみ ③生ごみ ④資源ごみ ⑤蛍光管・水銀体温計・乾電池等の有害ごみ
注意事項	◆搬入する際は、ごみの分け方と出し方の基準を守ること。 ◆会社構内での作業に影響がないように、社員の指示に従い安全に搬入すること。

○ 資源ごみストックヤード（有限会社塚越産業） ※企業等利用分

受入日と時間	月曜日～金曜日 → 9時～16時30分 (祝日、年末年始12月31日～1月3日を除く)
場所	ニセコ町字富士見150-2 有限会社塚越産業内
搬入できる資源ごみ等	①空きびん(ワンウェイびん・リターナブルびん) ②紙パック ③段ボール ④ペットボトル ⑤空き缶(スチール・アルミ) ⑥白色トレイ・白色魚箱など ⑦その他プラスチック製容器包装 ⑧その他紙製容器包装 ⑨新聞・チラシ ⑩雑誌 ⑪ミックスペーパー ⑫蛍光管・水銀体温計 ⑬乾電池
注意事項	◆搬入する際は、資源ごみの分け方と出し方の基準を守ること。 ◆資源ごみ等以外を搬入しないこと。 ◆洗浄していないもの、汚れがあるものは搬入しないこと。

(2) 一般廃棄物の適正な処理

搬入された一般廃棄物は、搬入量等を勘案して、適正かつ計画的に処理（処分）を行うこととする。また、再資源化を考慮した処理を行うものとする。

区分	処理（処分）基準
燃やすごみ	固形燃料化処理、埋立処理、一部焼却処理
燃やさないごみ	分別、破碎処理、固形燃料化処理、埋立処理、再資源化
生ごみ	再資源化（堆肥化）
資源ごみ	再資源化
粗大ごみ	分別、破碎処理、固形燃料化処理、埋立処理、再資源化

(3) 一般廃棄物の収集運搬及び処理を実施する者に関する基本的事項

一般廃棄物の収集運搬及び処理にあたっては、法施行令第4条に定める「一般廃棄物の収集運搬処分等の委託基準」に基づき、その業務を委託して実施する。

区分	収集運搬を実施する者	処理（処分）を実施する者	摘要
燃やすごみ	委託企業・自己排出者	委託企業	
燃やさないごみ	委託企業・自己排出者	委託企業	

生ごみ	委託企業・自己排出者	委託企業	
資源ごみ	委託企業・自己排出者	委託企業	
粗大ごみ	委託企業・自己排出者	委託企業	

(4) 羊蹄山麓 7 町村の一般廃棄物の焼却処理に関する基本的事項

羊蹄山麓地域廃棄物広域処理協議会の構成町村である俱知安町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町の 7 町村は、俱知安町を代理人として、ニセコ環境株式会社と「羊蹄山麓地域一般廃棄物可燃ごみ処理業務委託」契約により、可燃ごみの固形燃料化処理を行うものとする。

(5) 羊蹄山麓 6 町村の一般廃棄物の破碎処理に関する基本的事項

蘭越町と羊蹄山麓 5 町村（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町及び京極町）とは、「一般廃棄物の破碎処理に関する覚書」に基づき、一般廃棄物の破碎処理を行うこととしていたが、平成 30 年度以降はニセコ町の燃やさないごみと粗大ごみは破碎処理せず、俱知安町の民間企業へ処理業務委託するものとする。

5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

(1) 集積場（ごみステーション）、持ち込み場所

各地区にごみ集積箱を設置し、ごみの飛散防止や収集効率を図るものとする。
 ・新設及び増設については、利用状況（予定）や収集作業等を勘案して判断する。
 有限会社塚越産業敷地内に、一般廃棄物を持ち込み廃棄する場所を設置する。
 ・維持管理については有限会社塚越産業に委託をする。

(2) 収集車両の確保

収集企業の業務の効率性、安全性を確保するため、収集車両の所要台数を確保し、定期的な整備点検を行うよう所要経費を委託経費に算入するものとする。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 1 項の規定による区域内の一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないように収集、運搬、処分するため、政令第 4 条第 5 号に規定する委託業務遂行のための経費について計上するものである。）

(3) 中間処理施設の整備

一般廃棄物の焼却処理は、平成 14 年 12 月から平成 27 年 2 月まで俱知安町清掃センターにおいて行ってきたが、平成 27 年 3 月から民間事業者への委託により固形燃料化処理を行っている。なお、令和 3 年夏より衛生ごみ等固形燃料化に適さない燃やさごみについては焼却処理を行う。

一般廃棄物（燃やさないごみ・粗大ごみ）の破碎処理は、平成 15 年 10 月から蘭越町粗大ごみ破碎処理施設で行われてきたが、平成 30 年 4 月から民間企業に委託し処理するものとする。なお、蘭越町の破碎処理施設については、4（5）の覚書に基づき経費負担を行っていたが、破碎処理施設業務が令和 2 年 3 月末で終了したため、令和 3 年度からは経費負担が発生していない。

畜ふん、生ごみ及び下水汚泥の堆肥化を行うため、高速堆肥化施設を平成 14 年 11 月

に整備した。平成17年10月1日からは指定管理者制度によりJAようていにおいて、施設の維持と作業の安全性を図り、施設の適切な運転と日常点検を行うものとする。

(4) 最終処分施設の整備

一般廃棄物の焼却残渣及び破碎不燃物を最終処分するため、被覆型の埋立処分施設を平成14年11月に整備し、埋立てを行ってきた。平成30年4月から民間事業者の施設で最終処分することになり、現在は新規の埋立ては行われていない。ただし、町の最終処分場については浸出水の水質が基準値を下回るまでは引き続き施設の維持と作業の安全性を図り、埋立及び水処理施設の適切な運転と日常点検を行うものとする。

また、埋立終了及び閉鎖に向けて取り組みを行う。

(5) リサイクル施設の整備

ニセコ町分別収集計画に基づき、リサイクルの推進を図るために必要な施設整備を図るものとする。

(6) その他受け入れ設備の安全管理

計量設備など受け入れ設備の維持管理、的確な計量や事故防止を図るために委託事業者の立入り検査や指導を行うものとする。

6 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(1) 施設の維持管理記録の閲覧

最終処分場や堆肥化施設は、放流水や臭気等により地域の生活環境に対して大きな影響があることから、施設の維持管理の透明性を確保しその信頼性の向上を図るため、一般廃棄物処理施設の維持管理記録をニセコ町情報公開条例に基づき閲覧することができる。

また、上記の概要につき、町は情報の提供に努めるものとする。

(2) 分析・測定業務の実施

環境問題に的確に対応し、より安全・適正にごみ処理を行うために測定業務を実施し、年に一度その結果を公表するものとする。

ア 分析、測定内容

業務名	実施場所	業務内容
ニセコ町一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設維持管理委託業務	ニセコ町一般廃棄物最終処分場	<p>①流入浸出水質調査 (4環境項目、12回／年×4項目)</p> <p>②放流水質調査 (5環境項目、12回／年×5項目) (10環境項目、1回／年×10項目) (27有害物質、1回／年×27項目) (ダイオキシン類、1回／年)</p> <p>③地下水質調査(2箇所) (24地下水等分析項目、1回／年×24項目×2検体) (ダイオキシン類、1回／年×2検体)</p>

(別紙)

ごみ収集日程表

地域	区分	燃やしそうみ 	燃やさないごみ 	生ごみ 	資源ごみ
本通1	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
本通2	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
本通3	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週火曜日	
本通4	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週火曜日	
本通5	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
本通6	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
本通7	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週火曜日	
本通8	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週火曜日	
本通9	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週火曜日	
本通10	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
本通11	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週火曜日	
本通団地	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週火曜日	
富士見	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
有島団地	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
しらかば	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
富士見団地	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
新有島団地	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
羊蹄団地	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
マンションよこやま	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
コーポ有島	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
望羊団地	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
さくら団地	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
中央1	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
中央2	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
中央3	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
中央4	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
中央5	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
中央6	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
中央7	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
元町親交会	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
ハイツ	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
有島の森	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
有島	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
有島1	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
有島2	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
有島3	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
羊蹄	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
羊蹄1	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	
ふよう会	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
温泉	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
ローヤルリゾート	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
モイワ	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
ポテト共和国	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
アンヌプリ	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
東山ベンション	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
東山の丘	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
メッツア管理組合	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
北栄2	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
ニセコ親交会	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
曾我親交会	毎週月曜日	毎月第2・4水曜日	毎週火・金曜日	毎週木曜日	
近藤親交会	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
里見地区親交会	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
宮田親交会	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
福井地区親交会	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
みずほ	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
西富	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
昆布	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
桂	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週水曜日	
ルビシア	毎週木曜日	毎月第2・4金曜日	毎週月・木曜日	毎週火曜日	

令和7年度ニセコ町生活排水処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定に基づき、令和6年度における生活排水の処理に関する実施計画を定める。

1 一般廃棄物処理の基本的事項

- (1) 処理区域 ニセコ町全域
- (2) 計画期間 令和7年（2025年）4月1日～令和8年（2026年）3月31日
- (3) 処理対象 し尿、浄化槽汚泥

2 処理計画

- (1) 生活排水処理計画

区分	令和5年度	令和6年度 見込み	令和7年度 計画
1. 計画処理区域内人口	5,182人	5,184人	5,187人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	4,054人	4,082人	4,111人
(1) コミュニティプラント	0人	0人	0人
(2) 合併処理浄化槽	1,612人	1,646人	1,680人
(3) 公共下水道	2,421人	2,416人	2,412人
(4) 農業集落排水事業	21人	20人	19人
3. 水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	255人	251人	247人
4. 非水洗化人口	873人	851人	829人
5. 計画処理区域外人口	0人	0人	0人

- (2) 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	各設置者（個人等）
公共下水道	し尿・生活雑排水	ニセコ町
農業集落排水事業	し尿・生活雑排水	蘭越町
単独処理浄化槽	し尿	各設置者（個人等）
し尿処理施設（汲み取り）	し尿・浄化槽汚泥	羊蹄山麓環境衛生組合 (羊蹄衛生センター)

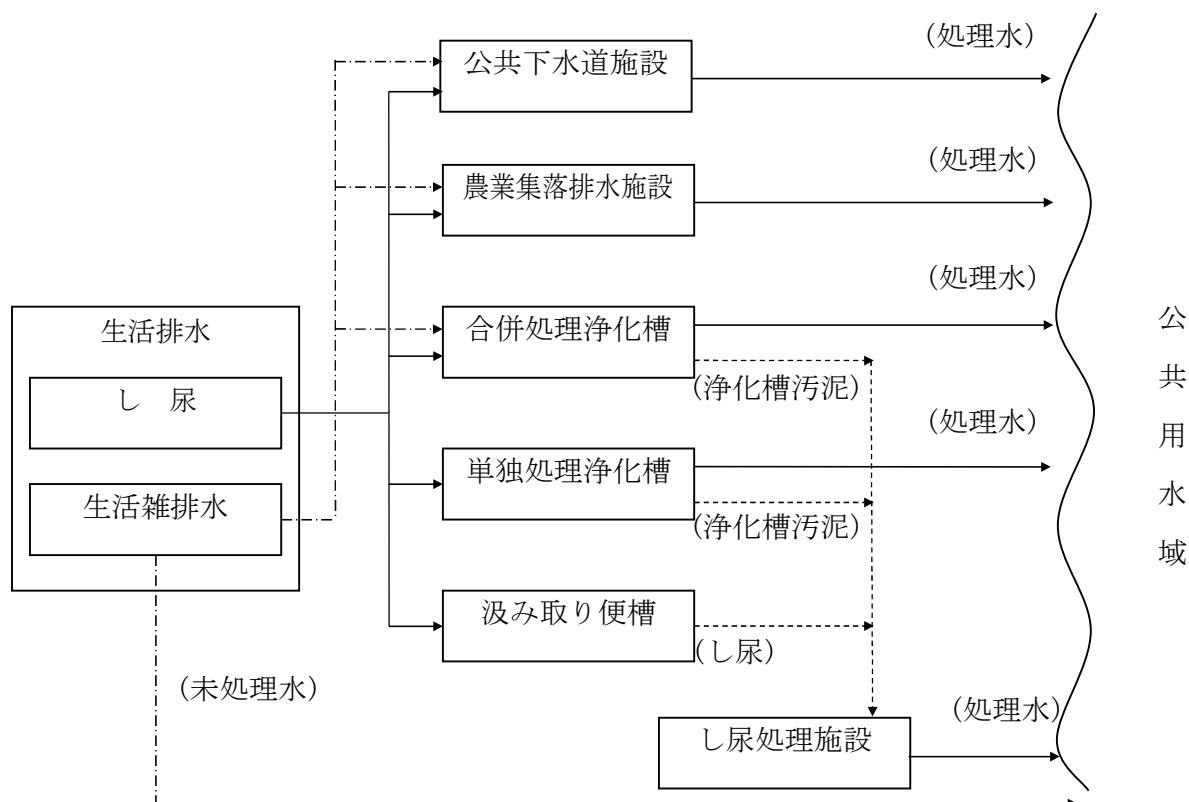
※し尿処理施設から排出される焼却灰についてはニセコ環境（株）の最終処分場

(3) 生活排水の処理体系

生活排水（し尿及び生活雑排水）の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽によって行われています。これらの施設が整備されていない地域及び住宅等では、し尿のみが単独処理浄化槽または汲み取り便槽により処理されています。なお、工場排水、雨水、その他の特殊な排水は、生活排水から除かれます。

ニセコ町市街については公共下水道事業により、また、西富地区では農業集落排水事業で生活排水を集合処理を行っています。さらに、下水道計画区域、農業集落排水事業計画処理区域以外ではそれぞれの設置者等により合併処理浄化槽等による処理を進めています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は羊蹄山麓環境衛生組合（構成6町村：俱知安町、喜茂別町、京極町、留寿都村、真狩村、ニセコ町）のし尿処理施設（羊蹄衛生センター）で行っています。



(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

項目	令和5年度	令和6年度見込み	令和7年度予定
し尿	1,074 kℓ	1,047 kℓ	1,020 kℓ
浄化槽汚泥	2,982 kℓ	3,003 kℓ	3,024 kℓ
合計	4,056 kℓ	4,050 kℓ	4,044 kℓ

(5) 残渣の処分方法

羊蹄衛生センターにて処理した後に発生する残渣のうち焼却灰は埋め立て処分し、脱水汚泥については農地還元を行う。

(6) し尿処理施設の概要

施設名	羊蹄衛生センター	設置主体	羊蹄山麓環境衛生組合
施設所在地	虻田郡俱知安町字比羅夫 266 番地 3		
構成市町村	俱知安町、喜茂別町、京極町、留寿都町、真狩町、ニセコ町		
敷地面積	12,789m ²	竣工	昭和 44 年 11 月
施設能力	75 kL/日	対象物	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式	一次：加温二段消化法 二次：標準活性汚泥法		

(7) 収集運搬委託、許可業者名

企業名	住所	廃棄物の種類
有限会社塚越産業	ニセコ町字富士見 150 番地	し尿、浄化槽汚泥